

【別添2】

国総建第210号
国総建整第205号
平成22年12月14日

財団法人建設業振興基金理事長 殿

国土交通省 総合政策局

建設業課長

建設市場整備課長

下請債権保全支援事業に係る事務取扱いの一部改正について

標記事業については、依然として極めて厳しい経営環境に直面している下請建設業者等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るため、今般、「下請債権保全支援事業の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第209号、国総建整第204号）に基づき、下請債権保全支援事業の拡充及び延長を行うこととしたところであるが、本事業に係る事務取扱いについては、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

「下請債権保全支援事業に係る事務取扱いについて」（平成22年2月9日付け国総建第229号、国総建整第254号）の一部を次のように改正する。

記2（2）中「5億円」を「6億円」に改め、記2（3）中「記4・(3)①」を「記4・(3)」に、「下請建設業者等の規模等に応じ、3億円又は6億円のいずれか」を「6億円」に改め、②を削り、①の番号を削る。

記7を記8とし、記6を記7とし、記5を記6とし、記6を次のように改める。

6 保証料割引助成

（1）本事業の利用見込みの把握

建流審通知記7(1)に基づき、保証ファクタリング事業者は、下請建設業者等から債権の支払保証の申込みを受けようとするときは、当該申込みに係る支払保証を開始しようとする日の属する年度における当該下請建設業者等による年間を通じた本事業の利用見込みを聴取して、その把握に努めるものとする。

(2) 助成料率

建流審通知記7(1)に規定する別に定める助成料率は、助成がない場合に通常設定する保証料率の3分の2(ただし、年率4%を上限とする。)とする。

記4の見出しを「利用料の料率」に改め、記4を記5とし、記2の次に記3として次のとおり加える。

3 債権の額を確認することができない場合における支払保証の開始

建流審通知記6(1)に基づき、保証ファクタリング事業者が、債権の額を確認することができない場合において支払保証を開始するときは、当該債権に係る下請契約等に定められた工事を特定するものとする。

附 則

この通達は、平成22年12月22日から適用する。ただし、平成23年3月31日までに開始された支払保証に係る記6の規定の適用については、なお従前の例による。

○「下請債権保全支援事業に係る事務取扱いについて」(平成22年2月9日付け国総建第229号、国総建整第254号)

	改 正 案 記	現 行 記
1 (略)		
2 保証ファクタリング事業者の保証限度額等 (1) (略) (2) 一の元請建設業者当たり保証限度額 建流審通知記4 (2) ①に規定する別に定める額は、 <u>6億円</u> とする。 (3) 一の下請建設業者等当たり保証限度額 建流審通知記4 (3) に規定する別に定める額は、 <u>6億円</u> とする。	1 (略) 2 保証ファクタリング事業者の保証限度額等 (1) (略) (2) 一の元請建設業者当たり保証限度額 建流審通知記4 (2) ①に規定する別に定める額は、 <u>5億円</u> とする。 (3) 一の下請建設業者等当たり保証限度額 ① 建流審通知記4 (3) ①に規定する別に定める額は、 <u>下請建設業者等の規模等に応じ、3億円又は6億円のいずれか</u> とする。 ② 建流審通知記4 (3) ②に規定する別に定める額は、原則として <u>100万円</u> とする。 (4) (略)	
3 債権の額を確認することができない場合における支払保証の開始 建流審通知記6 (1)に基づき、保証ファクタリング事業者が、債権の額を確認することができない場合において支払保証を開始するときは、当該債権に係る下請契約等に定められた工事を特定するものとする。		3 (略) 4 利用料金の料率 (略)
4 (略)		5 助成料率 建流審通知記7 (1)に規定する別に定める助成料率は、助成がない場合に通常設定する保証料率の3分の2 (ただし、年率4%を上限とする。)とする。
5 利用料の料率 (略)		6 保証料割引助成 (1)本事業の利用見込みの把握 建流審通知記7 (1)に基づき、保証ファクタリング事業者は、下請建設業者等から債権の支払保証の申込みを受けようとするときは、当該申込みに係る支払保証を開始しようとする日の属する年度における当該下請建設業者等による年間を通じた本事業の利用見込みを聽取して、その把握に努めるものとする。

(2) 助成料率

建流審通知記7 (1) に規定する別に定める助成料率は、助成ががない場合に通常設定する保証料率の3分の2 (ただし、年率4%を上限とする。) とする。

7・8 (略)

附 則

(1) 適用日

この通達は、平成22年2月9日から適用する。

(2) 通知内容の見直し

本通知の内容は、本事業の実施状況を踏まえ、適宜見直すものとする。

附 則

(1) 適用日

この通達は、平成22年12月22日から適用する。ただし、平成23年3月31日までに開始された支払保証に係る記6の規定の適用については、なお従前の例による。

6・7 (略)

附 則

(1) 適用日

この通達は、平成22年2月9日から適用する。

(2) 通知内容の見直し
本通知の内容は、本事業の実施状況を踏まえ、適宜見直すものとする。

(改正後の通達全文)
国総建第229号
国総建整第254号
平成22年2月9日

財団法人建設業振興基金理事長 殿

国土交通省 総合政策局

建設業課長

建設市場整備課長

下請債権保全支援事業に係る事務取扱いについて

極めて厳しい経営環境に直面している下請建設企業等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るため、今般、「下請債権保全支援事業について」（平成22年2月9日付け国総建第228号、国総建整第253号。以下「建流審通知」という。）に基づき、下請建設企業等の有する債権の支払保証を支援する事業を行うこととしたところであるが、本事業に係る事務取扱いについては、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

1 保証ファクタリング事業者の財産的基礎

建流審通知記3③に規定する別に定める額は、原則5億円以上とする。ただし、特にファクタリング事業（債権の譲渡を受け、その回収を行う事業をいう。）に関する実務経験及び専門知識を有する者として財団法人建設業振興基金（以下「基金」という。）が認める

ものに係る当該額については、この限りでない。

2 保証ファクタリング事業者の保証限度額等

(1) 保証限度額

建流審通知記4(1)①に規定する別に定める額は、保証ファクタリング事業者の純資産額の25倍に相当する額とする。

(2) 一の元請建設業者当たり保証限度額

建流審通知記4(2)①に規定する別に定める額は、6億円とする。

(3) 一の下請建設業者等当たり保証限度額

建流審通知記4(3)に規定する別に定める額は、6億円とする。

(4) 債権の保証料率の上限

建流審通知記4(4)に規定する別に定める利率は、年率15%とする。

3 債権の額を確認することができない場合における支払保証の開始

建流審通知記6(1)に基づき、保証ファクタリング事業者が、債権の額を確認することができない場合において支払保証を開始するときは、当該債権に係る下請契約等に定められた工事を特定するものとする。

4 支払額の通知のない手形以外の債権に係る保証額の上限

建流審通知記6(4)に規定する別に定める率は、80%とする。

5 利用料の料率

建流審通知記6(5)に規定する別に定める料率は、年率1%とする。

6 保証料割引助成

(1) 本事業の利用見込みの把握

建流審通知記7(1)に基づき、保証ファクタリング事業者は、下請建設業者等から債権の支払保証の申込みを受けようとするときは、当該申込みに係る支払保証を開始しようとする日の属する年度における当該下請建設業者等による年間を通じた本事業の利用見込みを聴取して、その把握に努めるものとする。

(2) 助成料率

建流審通知記7(1)に規定する別に定める助成料率は、助成がない場合に通常設定

する保証料率の3分の2（ただし、年率4%を上限とする。）とする。

7 損失補償

(1) 損失補償率

建流審通知記9(1)に規定する別に定める率は、95%とする。

(2) 損失補償を受けた債権を回収した場合の返戻

建流審通知記9(3)に基づき、保証ファクタリング事業者が損失補償を受けた債権を回収した場合は、回収金額に当該債権に係る損失補償率を乗じて得た額を基金に返戻するものとする。

8 国への報告

建流審通知記10に規定する別に定める期間は、3か月とする。

附 則

(1) 適用日

この通達は、平成22年2月9日から適用する。

(2) 通知内容の見直し

本通知の内容は、本事業の実施状況を踏まえ、適宜見直すものとする。

附 則

この通達は、平成22年12月22日から適用する。ただし、平成23年3月31日までに開始された支払保証に係る記6の規定の適用については、なお従前の例による。